

道新ボランティア奨励賞規程

公益財団法人 北海道新聞社会福祉振興基金
株式会社 北海道新聞社
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

(目的)

第1条 道新ボランティア奨励賞(以下「奨励賞」という)は、北海道新聞社会福祉振興基金(以下「道新福祉基金」という)が積極的にボランティア活動を行っているグループに贈り、その活動を奨励するとともに本道の社会福祉の向上を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 奨励賞は、一般奨励賞として、道内で社会福祉分野、及び市民活動分野で過去5年以上、積極的にボランティア活動を推進してきたグループで、現在も活動しているもの。また、特別奨励賞として、個別のボランティアグループをとりまとめた広域ボランティア等の組織についても、選考のうえ贈呈する。原則として、個人は対象としない。またNPO法人については介護保険事業等の公費が財源の一部となっている事業、収益性の高い事業を除く福祉関係等のボランティア活動の取り組みを対象とする。

(推薦方法)

第3条 北海道社会福祉協議会は、第2条に該当するグループの推薦書を取りまとめ、道新福祉基金に推薦するものとする。

(選考方法)

第4条 贈呈対象の審査、選考については、道新ボランティア奨励賞審査会(以下「審査会」という)が行い決定する。

(審査会の構成と運営)

第5条 審査会は、北海道新聞社、道新福祉基金、北海道社会福祉協議会など関係団体代表および学識経験者の委員をもって構成し、審査会の運営については、別途定める。事務局は、道新福祉基金に置く。

(発表・贈呈)

第6条 贈呈対象の発表は、北海道新聞紙上で行い、全道のボランティア活動行事の席上で贈呈する。

(金額)

第7条 奨励賞の贈呈金額は、一般奨励賞については1件 25万円、特別奨励賞については1件 30万円とし、原則として10件以内とする。

(使途報告義務)

第8条 奨励賞を受けたものは、その使途と成果についての報告書を、別に定める様式により道新福祉基金に提出しなければならない。

(その他)

第9条 同一団体に対する奨励賞は、原則として1回限りとする。